

新型コロナウイルス感染症予防接種説明書

予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種は、法律上の義務はなく、本人が接種を希望する場合にのみ接種を受けることができます。この説明書をお読みになり、予防接種の効果、副反応や健康被害救済制度などを理解し、かかりつけ医とよくご相談のうえ、接種を希望するか判断してください。

新型コロナウイルス感染症とは

感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。一般的には1メートル以内の近接した環境において感染しますが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうることから、換気が不十分であったり、混雑した室内に長時間滞在する場合などには感染が拡大するリスクがあることが知られています。また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。

新型コロナウイルス感染症は、呼吸器感染症のため、症状は発熱、のどの痛み、咳、鼻水などが中心となります。

新型コロナウイルス感染症予防接種の有効性

ワクチン接種には、感染した場合の入院や死亡など重症化を予防の効果があることが国内外の研究等で報告されています。ただし、接種を受けてから免疫がつくまでには1～2週間程度かかることとされ、免疫がついても発症を予防する効果は100%ではありません。

予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方（医療機関等での測定が、37.5℃以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③このワクチンの成分によって、アナフィラキシーを起こしたことが明らかな方
- ④医師が接種不适当と判断した方

担当医師とよく相談しなくてはならない方

- ①心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- ②接種後2日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった方
- ③過去にひきつけ（けいれん）の既往がある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている方及び先天性免疫不全症の近親者がいる方
- ⑤抗凝固療法を受けている方、血小板減少症又は凝固障害を有する方
- ⑥コロナワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれのある方
- ⑦新型コロナウイルス関連の心筋炎、心膜炎の既往を有する方

予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ①接種後30分間は接種した医療機関内で様子を観察するか医師（医療機関）とすぐに連絡が取れるようにしましょう。
- ②新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応の多くは24時間以内に出現するため、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③当日の入浴は差し支えありませんが、接種した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④接種当日は、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
- ⑤接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

新型コロナウイルス感染症予防接種の副反応

新型コロナワクチンの主な副反応として、接種後に注射した部分の痛み、倦怠感、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等がみられることがあります。また、まれな頻度で、アナフィラキシーが発生したことが報告されています。アナフィラキシーは薬や食物が身体に入ってから、短時間で起きることのあるアレルギー反応で、じんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に起こります。血圧低下や意識レベルの低下（呼びかけに反応しない）を伴う場合を、アナフィラキシーショックと呼びます。接種後、比較的すぐに起こることが多いことから、接種後30分間は接種を受けた医療機関内で様子を観察するか医師（医療機関）と連絡をすぐとれるようにしてください。接種後数日の間に、胸痛や息切れ、ぐったりするなどの症状があった場合は医療機関を受診してください。

そのほか、頻度としてはまれですが、新型コロナワクチンの接種後に、心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。高齢者よりも思春期や若年成人に、女性よりも男性に、より多くの事例が報告されています。新型コロナウイルス感染症の予防接種の接種後に見られた副反応については、厚生労働省で順次評価を行い、公表していきます。

接種を受けたあとに出現した症状が予防接種後副反応疑い報告基準に該当する場合は、医師から厚生労働省へ報告が行われますが、接種を受けたご本人又はその家族からも報告を行うことができます。

予防接種による健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、このワクチンと因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

気になる症状がある場合は、接種した医師または鳩山町保健センターへお問い合わせください。

問合せ先 鳩山町保健センター 電話 049-296-2530 FAX 049-296-2832
メール h4600@town.hatoyama.lg.jp